

### 受入容量不足を理由に建設発生土の処分地を変更した過去事例について

過去5年間に市会へ付議した建設工事のうち、都市計画局が発注した工事については、議第165号（西総合支援学校増築工事）及び議第169号から171号（小栗栖中学校区小中一貫教育校施設新築工事）と同様に、受入容量不足を理由に建設発生土の処分地を変更した事例はない。

一方、令和5年度に教育委員会が実施した土木工事においては、下記のとおり、受入容量不足を理由に処分地を変更した事例が発生している。

#### 【参考】

受入容量不足を理由に建設発生土の処分地を変更した事例（令和5年度の一部事例）

年度	工事件名	変更額*	処分地	
			変更前	変更後
令和5年度	新普通科系高等学校施設新築工事 ただし、防球ネット工事	806 千円	(一財) 城陽山砂利 採取地整備公社	福田建設工業(株)
	小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備工事 ただし、橋梁改修工事	528 千円	(一財) 城陽山砂利 採取地整備公社	(株)田端工業

※処分地変更のみに係る変更額